



三重県公報

令和8年2月24日 (火)

第 696 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
企業庁管理規程			
1	三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	3
告 示			
109	広域連合の規約を変更した旨の届出	(市 町 行 財 政 課)	6
110	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	6
111	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
112	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	7
113	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	7
114	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	7
115	生活保護法の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
116	生活保護法の規定による指定施術者からの指定の辞退	(同)	7
117	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	7
118	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
119	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	8
120	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	8
121	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	9
122	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
123	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの指定の辞退	(同)	9
124	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	9
125	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
126	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	10
127	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	11
128	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	11
129	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	11
130	都市計画事業の事業計画の変更認可	(都 市 政 策 課)	12

公 告

土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課) 13
公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課) 13
同伴	(同) 13

企業庁管理規程

三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年二月二十四日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第一号

三重県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道条例施行規程（平成二年三重県企業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用開始及び休止)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 条例第二十一条第二項の規定により工業用水の休止の承認を受けようとするとき又は当該承認に係る事項を変更しようとするときは、それぞれ次の各号に掲げる期間（次項において「休止期間」という。）のうち当該休止又は変更に係る期間の初日の二十日前までに、工業用水使用休止（変更）承認申請書（第十六号様式）を管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 毎年五月一日から七月三十一日まで</p> <p>二 毎年八月一日から十月三十一日まで</p> <p>三 毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで</p> <p>四 毎年二月一日から四月三十日まで</p> <p>3 前項の規定による申請は、休止期間のうち初日が同一年度に属するものについて、一括して行うことができる。</p> <p>4 管理者は、第二項の申請を適当と認めるときは、工業用水使用休止（変更）承認通知書（第十七号様式）を使用者に交付するものとする。</p>	<p>(使用開始及び休止)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 条例第二十一条第二項の規定により工業用水の休止の申出をするときは、それぞれ次の各号に掲げる休止期間の初日の二十日前までに、工業用水使用休止承認申請書（第十六号様式）を管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 毎年五月一日から十月三十一日まで</p> <p>二 毎年十一月一日から四月三十日まで</p> <p>3 管理者は、前項の申請を適当と認めるときは、工業用水使用休止承認通知書（第十七号様式）を使用者に交付するものとする。</p>

第十六号様式及び第十七号様式を次のように改める。

第 16 号様式（第 16 条関係）

工業用水使用休止（変更）承認申請書

年 月 日

三重県企業庁長 宛て

住所又は所在地
 (申請者) 名 称
 代表者職氏名

次のとおり工業用水の使用を休止（使用休止を変更）したいので、申請します。

給水工場名	名 称				
	所 在 地				
休 止 期 間	年	年	年	年	
	5月1日から 7月31日まで	8月1日から 10月31日まで	11月1日から 1月31日まで	2月1日から 4月30日まで	
基本使用水量	時間最大使用水量 m ³ /時間				
	日当たり水量 m ³ /日				
うち休止する 水量	時間当たり水量 m ³ /時間	()	()	()	()
	日当たり水量 m ³ /日	()	()	()	()
休 止 す る 理 由					

- (注) 1 代表者の氏名は自署による。ただし、これにより難しい場合には、記名押印をもって自署に代えることができる。
- 2 休止又は休止の変更の申出をする場合は、当該休止期間の初日の20日前までに提出すること。
- 3 休止を変更する場合は、「うち休止する水量」欄に変更後の水量を記入し、同欄の()内に変更前の現に決定されている水量を記入すること。
- 4 時間最大使用水量のうち休止する水量は、小数第2位までとし、第3位を切り上げること。
- 5 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第 17 号様式 (第 16 条関係)

第 年 月 日

様

三重県企業庁長



工業用水使用休止（変更）承認通知書

次のとおり工業用水の使用の休止（使用休止の変更）を承認します。

給水工場名	名 称				
	所 在 地				
休 止 期 間		年	年	年	年
		5月1日から 7月31日まで	8月1日から 10月31日まで	11月1日から 1月31日まで	2月1日から 4月30日まで
休 止 水 量	時間当たり水量 m ³ /時間	()	()	()	()
	日当たり水量 m ³ /日	()	()	()	()
基本使用水量	時間最大使用水量 m ³ /時間				
	日当たり水量 m ³ /日				
使 用 水 量	時間当たり水量 m ³ /時間	()	()	()	()
	日当たり水量 m ³ /日	()	()	()	()

- (注) 1 変更決定の通知の場合は、「休止水量」欄及び「使用水量」欄に変更後の水量を記入し、同欄の()内に変更前の現に決定されている水量を記入すること。
 なお、休止水量の時間当たり水量は、小数第2位までとし、第3位を切り上げること。
 2 使用水量は、基本使用水量から、休止水量を減じた水量とする。
 3 用紙の大きさは、A列4番とすること。

附 則

- 1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書は、この管理規程による改正後の三重県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

告 示

三重県告示第 109 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、事務所の位置の変更に伴い規約を変更した旨、鳥羽志勢広域連合から届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 110 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はっとり内科外科クリニック	四日市市市場町 3117-1	令和 8 年 2 月 1 日
みえ腎臓病・内科クリニック	四日市市波木町 647 番地 1	令和 8 年 2 月 1 日
うじやまだ内科クリニック	伊勢市岩渕 1 丁目 13-3	令和 8 年 1 月 1 日
濱口医院	伊勢市神社港 263 番地	令和 8 年 1 月 1 日
小川歯科医院	桑名市大字西別所 1200-313	令和 8 年 1 月 1 日
ももい歯科	鈴鹿市西条五丁目 68	令和 8 年 1 月 1 日
アクア薬局波木店	四日市市波木町 572-8	令和 8 年 2 月 1 日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	令和 8 年 1 月 1 日
ひび薬局いなべ店	いなべ市員弁町大泉新田 55-5	令和 8 年 1 月 1 日

三重県告示第 111 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大桑クリニック	桑名市多度町柚井字境川 132 番地	令和 7 年 12 月 31 日
洗心福祉会 高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町 733	令和 8 年 1 月 1 日
濱口医院	伊勢市神社港 263 番地	令和 7 年 12 月 31 日
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕 1-13-3	令和 7 年 12 月 31 日
えいご皮フ科四日市院	三重郡菰野町大字潤田新起 1187 番地 4	令和 7 年 12 月 31 日
小川歯科医院	桑名市西別所 1200-313	令和 7 年 12 月 31 日
ももい歯科	鈴鹿市西条五丁目 68	令和 7 年 12 月 31 日
吉田歯科医院	松阪市五十鈴町 21-1	令和 7 年 10 月 31 日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	令和 7 年 12 月 31 日

いなべ調剤薬局	いなべ市員弁町大泉新田字野溜 55-5	令和7年12月31日
セントケア訪問看護ステーション松阪	松阪市宝塚町 720-6	令和7年11月30日

三重県告示第 112 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
スズカ歯科	鈴鹿市寺家 2 丁目 22-10	令和 8 年 2 月 1 日

三重県告示第 113 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
樋口 卓治	訪問鍼灸マッサージゆいゆい治療院 四日市店	四日市市あかつき台二丁目 2 番地 78	令和 8 年 1 月 21 日
宮崎 優里奈	訪問マッサージ「ふく」	新宮市新宮 646-3	令和 7 年 7 月 22 日
前田 ちあき	訪問マッサージ「ふく」	新宮市新宮 646-3	令和 7 年 7 月 22 日

三重県告示第 114 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
毛知 菜々子	鍼灸マッサージ院 サンフラワー大安	いなべ市大安町平塚 1761-2	施術者氏名：清水 奈々子	令和 8 年 1 月 20 日

三重県告示第 115 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
田中 竜介	訪問療養マッサージ「ふく」	南牟婁郡紀宝町高岡 1198	令和 7 年 7 月 19 日

三重県告示第 116 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 51 条第 1 項の規定により、次のとおり指定施術者から指定の辞退がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	辞退年月日
伊藤 雄也	A c e 鍼灸整骨院	伊勢市大湊町 1225	令和 7 年 12 月 21 日

三重県告示第 117 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和8年2月24日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はっとり内科外科クリニック	四日市市場町 3117-1	令和8年2月1日
みえ腎臓病・内科クリニック	四日市市波木町 647 番地 1	令和8年2月1日
うじやまだ内科クリニック	伊勢市岩渕 1 丁目 13-3	令和8年1月1日
濱口医院	伊勢市神社港 263 番地	令和8年1月1日
小川歯科医院	桑名市大字西別所 1200-313	令和8年1月1日
ももい歯科	鈴鹿市西条五丁目 68	令和8年1月1日
アクア薬局波木店	四日市市波木町 572-8	令和8年2月1日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	令和8年1月1日
ひび薬局いなべ店	いなべ市員弁町大泉新田 55-5	令和8年1月1日

三重県告示第 118 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和8年2月24日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大桑クリニック	桑名市多度町袖井字境川 132 番地	令和7年12月31日
洗心福祉会 高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町 733	令和8年1月1日
濱口医院	伊勢市神社港 263 番地	令和7年12月31日
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩渕 1-13-3	令和7年12月31日
えいご皮フ科四日市院	三重郡菰野町大字潤田新起 1187 番地 4	令和7年12月31日
小川歯科医院	桑名市西別所 1200-313	令和7年12月31日
ももい歯科	鈴鹿市西条五丁目 68	令和7年12月31日
吉田歯科医院	松阪市五十鈴町 21-1	令和7年10月31日
うえむら薬局	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-2	令和7年12月31日
いなべ調剤薬局	いなべ市員弁町大泉新田字野溜 55-5	令和7年12月31日
セントケア訪問看護ステーション松阪	松阪市宝塚町 720-6	令和7年11月30日

三重県告示第 119 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和8年2月24日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
スズカ歯科	鈴鹿市寺家 2 丁目 22-10	令和8年2月1日

三重県告示第 120 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同

法第 55 条において準用する場合を含む。)の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
樋口 卓治	訪問鍼灸マッサージゆいゆい治療院 四日市店	四日市市あかつき台二丁目 2 番地 78	令和 8 年 1 月 21 日
宮崎 優里奈	訪問マッサージ「ふく」	新宮市新宮 646-3	令和 7 年 7 月 22 日
前田 ちあき	訪問マッサージ「ふく」	新宮市新宮 646-3	令和 7 年 7 月 22 日

三重県告示第 121 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
毛知 菜々子	鍼灸マッサージ院 サンプラワー大安	いなべ市大安町平塚 1761-2	施術者氏名：清水 奈々子	令和 8 年 1 月 20 日

三重県告示第 122 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
田中 竜介	訪問療養マッサージ「ふく」	南牟婁郡紀宝町高岡 1198	令和 7 年 7 月 19 日

三重県告示第 123 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から指定の辞退がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	辞退年月日
伊藤 雄也	A c e 鍼灸整骨院	伊勢市大湊町 1225	令和 7 年 12 月 21 日

三重県告示第 124 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450201187	株式会社フォレスト	三重県四日市市小林町 3016-79	放課後等デイサービス こどものもり	四日市市伊倉 1 丁目 1-8	児童発達支援、放課後等	令和 8 年 2 月 1 日

					デイサービス	
2450300898	合同会社 m i e w	三重県鈴鹿市平田新町5番9号	にこっと・べる	鈴鹿市庄野共進1-4-17 ロイヤル太平洋 1F	放課後等デイサービス	令和8年2月1日

三重県告示第 125 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200676	イツポッシブル合同会社	三重県四日市市桜町 8559 番地 1	Fun Place to Go (行くと楽しい場所) 智積教室	四日市市智積町 990	児童発達支援	令和 8 年 1 月 31 日
2450300849	あきわ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 411 番地の 1	ここから未来へ 鈴鹿校	鈴鹿市算所 5 丁目 3 番 12 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 1 月 31 日

三重県告示第 126 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410302257	株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号	医心館 訪問介護ステーション 鈴鹿	鈴鹿市末広東 5 番 21 号	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 2 月 1 日
2410503938	株式会社こころの杜	三重県津市藤方 2138 番地 23	訪問介護ステーションかなでの杜	津市藤方 2138 番地 24	居宅介護	令和 8 年 2 月 1 日
2410702357	医療法人医王寺会	三重県松阪市立野町 200	笑顔の街訪問介護ステーション	松阪市鎌田町 403 番地 9 松相ハイツ 102 号室	居宅介護（共生型）、重度訪問介護（共生型）	令和 8 年 2 月 1 日
2410202820	株式会社菜の花	三重県四日市市八千代台三丁目 1 番地 67	生活介護事業所 菜の花	四日市市上海老町 1929-1	生活介護	令和 8 年 2 月 1 日
2410302240	あんしん介護株式会社	三重県亀山市川合町 103 番地	さくらさくら商会石薬師	鈴鹿市山辺町 1038 番地の 1	生活介護（共生型）	令和 8 年 2 月 1 日
2412100287	ゴールドトラスト株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 11 番 22 号	ゴールドテラス東員	員弁郡東員町大字六把野新田 294 番 2	短期入所	令和 8 年 2 月 1 日
2410503920	エミタス株式会社	三重県津市高茶屋小森町 5 番地	えみたすの家	津市高茶屋小森町 1263 番	短期入所	令和 8 年 2 月 1 日
2410501890	株式会社 S o r r e n t o	三重県津市久居新町 848 番地 2	つばさ久居	津市久居新町 848-2	就労継続支援 B 型	令和 8 年 2 月 1 日
2422100202	ゴールドトラスト株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 11 番 22 号	ゴールドテラス東員	員弁郡東員町大字六把野新田 294 番 2	共同生活援助	令和 8 年 2 月 1 日
2420503043	エミタス株式会社	三重県津市高茶屋小森町 5 番地	えみたすの家	津市高茶屋小森町 1263 番	共同生活援助	令和 8 年 2 月 1 日
2420701993	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	三重県松阪市殿町 1563 番地	みくもホーム	松阪市肥留町 589 番地 1	共同生活援助	令和 8 年 2 月 1 日

三重県告示第 127 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410400234	特定非営利活動法人まがたま愛育舎	三重県亀山市両尾町 157 番地	工房えがお	亀山市両尾 157	生活介護	令和 8 年 3 月 31 日
2410502864	株式会社 G T O コーポレーション	三重県津市長岡町 82 番地 1	りんごの木	津市長岡町 109 番地 2	生活介護	令和 8 年 2 月 28 日
2410301044	合同会社キャリアアップ東海	三重県鈴鹿市白子駅前 21-10	キャリアアップ東海	鈴鹿市白子駅前 21-10	就労継続支援 A 型	令和 8 年 1 月 31 日
2420502672	株式会社 A P ケア	三重県津市高洲町 23 番 25 号 C 棟	A P ホーム津	津市押加部町 7-24	共同生活援助	令和 8 年 2 月 7 日
2420700060	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	三重県松阪市殿町 1563 番地	みくもホーム	松阪市肥留町 589 番地 1	共同生活援助	令和 8 年 1 月 31 日

三重県告示第 128 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 129 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を鈴鹿市役所及び亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

小山 恭生、小山 充子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鈴鹿市西庄内町字虎ヶ瀧 5115 の 1、5115 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

豆谷 嘉雄

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市加太板屋字火ノ谷 4832 の 1、4833、4837

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 130 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 2 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

鳥羽市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥羽都市計画公園事業

6・4・1 号 鳥羽中央公園

3 事業施行期間

平成 31 年 3 月 31 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池群整備工事 小規模 世古坂本1群地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和8年2月24日

三重県知事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和8年2月25日から同年3月25日まで
- 縦覧の場所
玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸114-2）
明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上945番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年1月27日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和8年2月24日

三重県知事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び地上レーザ測量）
- 作業地域
四日市市富田四丁目、同市富田栄町及び同市十志町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和8年1月31日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年2月24日

三重県知事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業地域
度会郡南伊勢町伊勢路

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
